

技能検定試験について

(サッシ・ドア・メタルカーテンウォール“施工の実務Ⅱ”情報抜粋)

① 技能検定の意義

技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度（職業能力開発促進法）である。

この検定を行うことによって、作業者の技能習得の意欲を増進させ、職業技能の向上を図り、技能検定に合格した作業者（技能士と称する）を職場の基幹として総合技術力を向上させ我国産業の発展に寄与する事を目的とし、同時に、技能者の地位の向上をはかるものである。

② 技能検定の等級区分

技能検定は1級及び2級に区分され、次の通りそれぞれの技能程度によって検定を行う。

- 1 級……………一般に熟練と称せられているもののうち、通常的能力を有するものが、努力して到達しうる最高の水準に達したもので、いわば上級の熟練者が有する技能程度
- 2 級……………一般に熟練と称せられているもののうち、ようやくその域に達したものと認められるいわば中級の熟練者が有する技能程度

③ 技能検定の受検資格

サッシ施工者としてサッシ施工の実務経験者でなければならないが、1級、2級とも実務の経験年数が必要で、この年数は、学歴、職業、訓練歴により次のように決められている。

又、実務経験の範囲は現場作業のみならず、管理、監督、訓練、教育、研究業務や訓練の受講期間も含まれることになっている。

受 検 対 象 者	1 級		2 級	
		2 級合格後		
実 務 経 験 の み	7		2	
専門学校卒業 ※1 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業	6	2	0	
短大・高専・高校専攻科卒業 ※1 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業	5		0	
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く） 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業	4		0	
専修学校（※3）又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が指定したものに限る） ※4	800h 以上		6	0
	1,600h 以上		5	0
	3,200h 以上		4	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※2	700h 以上		6	0
普通課程の普通職業訓練修了 ※2	2,800h 未満		5	0
	2,800h 以上		4	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※2	3		1	0
応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1		0	
指導員養成課程の指導員訓練修了	1		0	
職業訓練指導員免許取得	1		-	
高度要請課程の指導員訓練修了	0		0	

- ※：表中の内の数字は、学校卒業後、訓練終了後及び免許取得後からの実務の経験年数。
- ※1：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※2：
- 旧職業転換課程の能力再開発訓練（800 時間以上のものに限る）修了者は、短期課程の普通職業訓練修了者とみなす
 - 旧普通課程の養成訓練（800 時間以上のものに限る）修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす
 - 旧高等訓練課程の養成訓練修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす
 - 旧特別高等訓練課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす
 - 旧専門課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす
- ※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程以外の専修学校
- ※4：専修学校（※3）、各種学校については、厚生労働大臣が指定した施設で、かつ受検する職種に関する学科についても厚生労働大臣が指定したものに限られる

④ 受検の申請について

「申請方法」

都道府県職業能力開発協会から受検申請書を取り寄せる。

「受検手数料」

日本でものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、34 歳以下（※1）の方が技能検定を受検する際に、実技試験の受検手数料が最大 9,000 円減額される。対象は、「サッシ施工」と「カーテンウォール施工」2 級の実技試験を示す。また、学生は、さらに減額される場合があります。

都道府県職業能力開発協会が実施する職種

学科試験受検手数料：3,100 円

実技試験受検手数料：18,200 円

※上記の標準額を目安に都道府県によって異なる場合がありますので、詳しくは都道府県または都道府県の職業能力開発協会を確認する

※1：都道府県または都道府県の職業能力開発協会を確認する

「受検申請時の本人確認書類の添付」

2017 年(平成 29 年)9 月 1 日 厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 発行都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定については、受検申請時に本人確認書類（写し）の提出が必要です。以下の本人確認書類の写しを、受検申請書とともに提出の事。

(1) 本人確認書類の例（日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者）

- ① 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りすること）、日本パスポート（写真欄）、住民票の写し、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ② 特別永住者証明書

- ③ 学生手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
(2) 本人確認書類の例（1以外の場合）

- ① 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）
② 在留カード

※本人確認書類は、都道府県で異なるので受検案内等で確認する

⑤ 技能検定試験の基準及びその細目

技能検定の対象とする技能の内容を明らかにするため、等級別に実技試験と学科試験の試験科目とその範囲を具体的に定められている。

実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

※ 実技試験が学科試験のどちらか片方だけに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができる。

《実技試験》

職種によって次の（1）と（2）どちらかを行います。

- (1) 製作等作業試験（旧：作業試験）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）は、【前期】に実施される試験で、制限時間内にサッシの位置決め・サッシアンカーの溶接固定・付属部材の取付け・調整などを行う試験です。

- (2) 判断等試験（旧：要素試験）・計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）は、【後期】に実施される試験で、実際の対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別・判断・測定・計算などを行う試験です。

《学科試験》

都道府県職業能力開発協会が実施する試験は、○×式と選択式により出題され、それぞれ25問ずつで全50問です。

⑥ 試験の合否ライン

都道府県職業能力開発協会が実施する職種については、100点満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

⑦ 技能検定の実施

技能検定は国家検定試験として厚生労働大臣が定めた実施計画に基づいて、中央職業能力開発協会が試験問題を作成し、各都道府県が試験を実施することとされています。

また、各都道府県の業務のうち、受検申請書の受付、試験実施等の業務は各都道府県職業能力開発協会が行っています。

しかし都道府県職業能力開発協会が実施する111職種、並びに、民間の指定試験期間が実施する22職種は、全ての職種の検定実行の処理はしきれず、各種の協力団体の内、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）並びに、関西圏のサッシ施工（ビル用サッシ施工作業）は日本サッシ協会が、又カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）は建築開口部協会が受検申請書の配布、受付、実技試験場の設営及び検定委員の派遣等、それぞれ受託団体として協力しているのが実情である。実施職種の数 は 2026 年(令和 8 年)度のものを示す。

⑧ 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、1級の合格者には厚生労働大臣名、2級の合格者には都道府県知事名の合格証書が授与される。同時にそれぞれ金色、銀色の技能士章が授与される。

技能士資格者に対して国土交通省では仕様書に技能士の現場常駐制を盛り込むことを、1981年（昭和56年）度には一部の職種について実施、サッシ施工は1983年（昭和58年）度に国土交通省営繕部より各都道府県知事に通達され実施されている。

今後更に官公庁関係建設工事から民間建設工事へと、ますます技能士を重用することでわが国建設技能の発展を画している。

技能士の合格者はこの期待に副うようますます技能を高め、技能士の地位向上につとめるべきである。

⑨ 技能検定委員の選任及び職責

技能検定委員（以下委員という）は、検定職種ごとに協力団体、又は公共機関の推薦を受けて、各地職能協会会長が知事の承認を得て選任されるもので、実技試験実施要領並びに採点基準に従って試験及び採点を行う。

【2026年度 試験の実施日程等】

① 試験の実施日程等

各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

「技能検定制度のポータルサイト【技のとびら】_厚生労働省・中央職業能力開発協会 HP より」
<https://waza.mhlw.go.jp/>

「都道府県職業能力開発協会の所在地及び電話番号_中央職業能力開発協会 HP より」
<https://www.javada.or.jp/>

2026年度	【前期】	【後期】
検定職種	サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)	カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)
試験案内開始日	3月2日(月)	9月1日(火)
申請受付期間	4月6日(月)~4月17日(金)	10月5日(月)~10月16日(金)
実技試験問題の公表 ※1	6月3日(水)	11月27日(金)
実技試験 ※2	6月10日(水)~9月9日(水)	12月4日(金)~ 2027年2月14日(日)
学科試験 ※3	8月23日(日)	2027年1月24日(日)
合格発表	10月2日(金)	2027年3月12日(金)

※1 一部職種の製作等作業試験と全職種の計画立案等作業試験は、概要のみが公表されます。

※2 「サッシ施工」と「カーテンウォール施工」は期間中のいずれかの日で実施されます。

※3 職種、等級ごとに全国統一日に実施されます。

② 日本サッシ協会が受託する実技試験の実施日程

本部：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県は2026年8月9日（日）～12日（水）

関西支部：大阪府は2026年8月7日（金）～10日（月）